

第6章

安心して暮らせる地域づくり

1 必要なサービスの確保

1. 社会福祉協議会と地区社会福祉協議会の充実・強化

現況と課題

社会福祉協議会は、社会福祉法の第109条に「地域福祉の推進を目的とする団体」として明確に位置づけられ、全国的にも地域づくりや人づくりを意図した福祉サービス事業の展開を期待する機運が高まっています。

本市の社会福祉協議会（以下、市社協）では、支部として23地区コミュニティの全てに地区社会福祉協議会（以下、地区社協）が設置されており、主要5事業であるミニデイサービス事業、ふれあいいいききサロン事業、ボランティア育成事業、広報紙の発行、福祉まつりの開催のほか、家事援助を中心とした「たすけあいの会」活動、地域で孤立しがちな若い母親を支援する「子育てサロン」、男性の独居高齢者の食生活の自立を支援する「シルバー料理教室」といった地区独自の活動等も展開しています。

しかしながら、近年、急速に進む少子・高齢化や核家族化等に伴い、福祉ニーズが多様化し、従来の活動では対応しきれない状況が出始めているとともに、現在、人件費や主要5事業について支出されている補助金についても、市の財政状況の悪化に伴い増額することが難しくなっている中で、自主財源の確保のための施策の検討も重要な課題の一つです。

また、^{※①}市民アンケート調査の結果によると、市社協について「存在も活動内容も知っている」という回答が9.0%、「存在だけは知っている」が、34.7%となっており、これらを合わせても43.7%であり、市社協に対する認知度はまだまだ低いと言わざるを得ません。

さらに、地区社協の活動を支えるボランティアは、若い世代の新規の参加が少なくメンバーの固定化が進んでおり、ボランティアの確保が今後の大きな課題になっています。

施策の方向

地域福祉推進の中核を担うことが期待されている社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会では、次のような課題に取り組むこととしており、市は必要に応じて指導・助言や財政的な支援等を行います。

職員及び執務員の意識改革とレベルアップ

市社協の職員は、市民の信頼を得られるよう地域福祉の専門性の確立を図り、一人ひとりが地区社協に対するリーダーシップを発揮することを目指すとともに、地区社協の執務員については、地域で^{※②}コミュニティワークを行う^{※③}地域コーディネーターとして地域の連携強化を進めるとともに、地区社協の拠点が地域の気軽な福祉相談窓口となることを目指します。

自主財源の確保と認知度アップ

地域住民に市社協及び地区社協の存在や活動を知ってもらうため、十分な広報活動を行った上で、「福祉サービスの受け手としての参加」、「福祉活動の担い手としての参加」、さらには「会費の納入や寄付による参加」といった多様な参加形態を確立するとともに、行政からの事業の受託や新規事業の開拓、経営体質の改善によって、さらなる自主財源の確保を行い、地域の実情に合致した柔軟な事業を展開していきます。

ボランティアの確保とリーダーの養成

地域の福祉活動の担い手であるボランティアを確保するため、活動することの「楽しさ」や「やりがい」を実感してもらえる仕組みづくりや地区社協のあり方等について検討するとともに、有償ボランティアの導入や地域の福祉ニーズを行政や民生委員児童委員につなぎ、問題解決のための支援を行う^{※④}「(仮称)地域福祉推進員制度」の創設についても研究を進めます。

地域福祉活動計画の策定・推進

市社協・地区社協として地域福祉の進展を図るためにどのような取り組みを行っていくかを明確にするため、地域福祉計画と整合性が取れた具体的な方針や施策を盛り込んだ^{※⑤}地域福祉活動計画が平成17年度に策定される予定であり、この計画の推進を図ります。

また、将来的な地区社協の役割として、地域の諸団体のコーディネート機能が重要になるものと考えられることから、そのための具体的な方策についても打ち出していくことが期待されます。

※①市民アンケート調査：7ページ注①を参照。

※②コミュニティワーク：41ページ注②を参照。

※③地域コーディネーター：57ページ注①を参照。

※④(仮称)地域福祉推進員：民生委員児童委員より小さいエリア（50～100世帯程度）を担当し、地域の福祉ニーズをきめ細かく把握して行政や民生委員児童委員等に適切につないでいくボランティアとして想定している。

※⑤地域福祉活動計画：17ページ注①を参照。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	○福祉サービスの受け手・担い手及び会費の納入や寄付など多様なかたちで社協活動へ参画する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	○地区社協を中心とした地域福祉に関する組織や団体の連携強化及び情報の共有化を図る
行政の責任として推進していくこと (公 助)	○補助金の適正な交付と審査を実施する (地域福祉課) ○理事会・評議員会における行政代表委員としてのさらなる指導力を発揮する (地域福祉課) ○地域福祉活動計画との整合を図りながら地域福祉計画の進行管理と改訂を行う (地域福祉課)

市社協・地区社協への期待

あるべき姿に向けての提言

- 役員の人選や人事管理について、理事会や評議員会で十分な議論を行う。
- 市の地域福祉計画と連携した地域福祉活動計画を策定し推進する。
- 地区社協を中心とした地域の諸団体による連絡会を立ち上げる。
- 地区社協の執務員を「地域コーディネーター」と位置づける。
- 地区社協の拠点に地域の福祉相談窓口機能を持たせる。
- 地域福祉推進の中核となる地域コーディネーターや地域福祉リーダーの認定を行う。
- 「(仮称) 地域福祉推進員制度」創設のための研究を行う。
- 情報公開とITの積極的活用、情報紙のリニューアルを図る。
- 会員倍増運動の展開と財源配分(市社協・地区社協)の再検討を行う。
- 地区社協の拠点スペースを補うための余裕教室や民間の空き店舗等、既存の社会資源の有効活用について検討する。
- ボランティアセンターによる有償ボランティアの研究及び受け入れ、並びにボランティア登録データの一元化を進める。
- ボランティアセンターと市民活動サポートセンターの連携を図る。
- 地区社協を母体とした福祉NPOの立ち上げを支援する。
- 福祉推進校制度充実のための「福祉教育実践プログラム」を作成する。

社会福祉協議会のおもなしごと

地区社会福祉協議会の充実・強化

市内23地区にある、地区社会福祉協議会では、自治会、民生委員児童委員、各団体など地域の皆様のご協力をいただきながら地域と一体となって、地域に密着した地域福祉活動に取り組んでいます。

- ミニデイサービス事業
- ふれあいいきいきサロン事業
- 福祉まつり事業 ●子育てサロン事業
- 広報、チラシ等による事業のPR
- ボランティア育成事業



高齢者等権利擁護センター事業の推進

高齢者等で判断能力が十分でないため、適切な福祉サービスが受けられない方々に対して、自立した地域生活が送れるように支援しています。

- 生活費に要する預貯金の出納代行 ●大切な財産を金融機関の貸金庫に保管等

青少年の健全育成事業の支援

青少年健全育成、非行防止を各種団体、関連機関と一緒に進めています。

- 青少年育成団体、少年少女団体連絡協議会、青少年団体等との連携強化
- 子供の遊び場における遊具の提供と修繕
- おもちゃの図書館の運営



ボランティア活動の推進

ボランティアセンターを拠点として、ボランティアの募集、養成、登録、斡旋、福祉用具の貸出、情報交換、団体助成等ボランティア活動の推進を図っています。

高齢者・障害者等の地域生活支援

お年寄りや障害を持つ方の生活に必要な支援も行っています。

- 家事援助（たすけあいの会）の支援
 - ※食事づくり、買い物、掃除、話相手、薬とり、病院付き添い等
- シルバー男性料理教室
- ひとり暮らし高齢者給食交歓会
- 心配ごと相談事業（市内5箇所）
- 生活福祉資金の貸付事業
- 福祉銀行貸付事業
- 車椅子・リフトカー貸出



2. 市民活動・組織の活性化

現況と課題

本計画策定のため市内5行政コミュニティで実施した地区懇談会での意見交換や関係団体へのヒアリング調査によれば、ボランティア団体やNPO等の広域的な活動を展開している組織・団体は、町会・自治会や民生委員児童委員、地区社会福祉協議会等の地縁を中心とした組織・団体から、なかなか活動が認識・評価されず、連携が図り難いという現状が明らかになりました。

市内に主たる事務所を設置して活動するNPO法人は、平成17年2月現在88法人あり、その半数以上が福祉関連のNPOとなっていますが、地域での活動の認知度が低かったり、個々の活動が独立していてNPO同士はもとより、地縁を中心とした組織・団体とも連携が取れていないことが多く、地域の住民にとっては活動の成果が見え難くなっています。

また、平成14年度に実施した高齢者の生活実態調査では、定年を迎えた元気な^{※①}前期高齢者が活躍する場が少ないという意見も出されており、ボランティアや市民活動に興味を持つこれらの人たちを取り込んでいく仕組みや受け皿が必要になると同時に、趣味やサークル活動のみに傾倒している人たちにもほんの少し、地域におけるボランティア活動に時間を割いてもらえるような啓発活動も大切になります。

施策の方向

NPO等も含めた福祉に関する市民活動を行う組織・団体を地域で集約する役割は、23地区コミュニティに拠点があり、専任の執務員も配置している地区社会福祉協議会が担うものとし、福祉関連団体の情報の登録や連絡会の設置等を行い、ネットワーク化を図ります。

また、広域的に活動する団体・組織の情報交換や新たに団体を立ち上げる際の支援機関として^{※②}市民活動サポートセンターの一層の充実を図るとともに、元気な高齢者が地域で活躍できるよう、町会・自治会や老人クラブ等、既存の地縁を中心とした組織・団体に加入しやすい工夫を行います。

さらに、^{※③}高齢者委員会制度や^{※④}(仮称)地域福祉推進員制度といった新しい施策についても検討していきます。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に貢献することを市民の役割の一つと捉える ○他者の意見も尊重し地域の中で友好関係を築く努力をする ○地域の中で自分の知識や経験及び自由な時間を積極的に活用する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社協を中心とした福祉関連団体のネットワーク化（団体登録制度の導入）と連絡会の設置を推進する ○地域における「高齢者委員会制度」の導入を検討する ○行政や民生委員児童委員とのパイプ役を担う「(仮称)地域福祉推進員制度」を研究する
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の公共施設の管理について高齢者団体への委託も視野に入れて研究する (各施設所管課) ○市民活動サポートセンターの充実・強化を図る (自治振興課) ○NPOの情報の拡充を図る (自治振興課)



※①前期高齢者：65歳以上75歳未満の高齢者を指す。

※②市民活動サポートセンター：59ページ注①を参照。

※③高齢者委員会制度：デンマークで13年前から始まった制度で、高齢者のことは高齢者自身が研究・検討し解決を図っていくこととする60歳以上の地域住民による高齢者問題専門の委員会。

※④(仮称)地域福祉推進員制度：87ページ注③を参照。

3. 優良な事業者の育成

現況と課題

平成12年度に介護保険制度がスタートし、また平成15年度からは障害者の福祉サービスが措置制度から^{※①}支援費制度に変わったことにより、以前は、行政がサービス提供事業者を特定し、サービス内容を決定していましたが、現在では、高齢者や障害者本人あるいは家族がサービスを選択し、事業者・施設と契約を結んで、サービスを利用する方法になりました。これは保育所の入所に際しても同じです。

しかしながら、サービスを受ける側にとってはまだ「お世話になっている」という意識が強く、自分の要求を思うように言えなかったり、苦情を我慢するケースがある一方、サービス提供者に対する契約内容以上の過大な期待や、過剰な権利意識によるトラブルも見受けられます。

このため、利用者が契約にあたり必要となる事業者や施設、サービス内容等の情報が容易に入手できる仕組みづくりや適切な苦情処理体制の整備を行い、優良な事業者の育成を図ることが必要です。

施策の方向

安心してサービスの提供を受けるためには、提供者と利用者が信頼関係を構築できるかがポイントであり、優良な事業者とは、そのための努力を惜しまない事業者と言えるかもしれません。信頼関係を築くためには、サービス提供者が利用可能なサービスの内容を十分に説明するほか、施設の開放やボランティアの受け入れを積極的に行うことで、近隣住民に施設の存在意義を理解してもらい、地域の福祉課題を共有していくことが大切です。

また、利用者からの苦情に対しては、サービスの質を向上させるためのチャンスと捉え、解決に向けて積極的な取り組みを行うことが期待されますので、事業者の苦情相談窓口の設置と併せて^{※②}第三者委員制度を導入するよう市として指導していきます。

さらに、利用者のサービス事業者選択の目安となる^{※③}第三者評価制度については、評価機関が少ないのが現状ですが、評価の基準や評価機関の要件などが平成16年5月に国から示されており、今後は事業者に対して積極的に第三者評価制度を活用し、結果を公表していくよう働きかけていきます。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者や施設に対する情報を把握し正しい理解に努める ○意見や苦情をきちんと発言する ○「やってもらって当たり前」という過剰な権利意識を持たないようにする ○サービス事業者の選択は自己責任であるという意識を持つ
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○市社協・地区社協は事業者や施設を地域の一員として捉え協働事業を実施する ○事業者や施設は市社協・地区社協を通じて地域住民に積極的にPRする ○事業者は苦情解決のための窓口を設置するとともに第三者委員制度を導入する ○事業者は利用者の事業者選択の目安となる第三者評価制度を積極的に活用する
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者の資質向上のための研修会を実施する (介護保険課・高齢者福祉課・障害福祉課・保育課) ○利用者に対して制度及びサービス内容を十分に説明し理解を求める (福祉サービス部・子育て支援部) ○利用者に第三者委員制度の周知を行う (福祉施設所管各課) ○事業者に対して第三者委員制度と第三者評価制度の導入・活用を指導していく (地域福祉課・各福祉施設所管課・指導監査室)

※①支援費制度：障害者自らが福祉サービスを選択し、サービスを提供する事業者・施設と契約を結びサービスを利用する制度。

※②第三者委員制度：サービス事業者が、苦情解決までの経過の公表等を通じてサービスの質の向上を図りながら苦情の解決に向けて公正・公平に対応する委員を選任する制度。

※③第三者評価制度：39ページ注②を参照。

4. 地域医療体制の充実

現況と課題

船橋市では、オープンベッド方式の導入やドクターカーの運行等、先進的な医療体制の確立に取り組んできましたが、市民の健康維持・増進には、疾病の予防、治療、リハビリテーションの三者が一体となった病診連携の仕組みが必要であり、そのためには「かかりつけ医」を持つことが大切です。

このため、住民が往診等のきめ細かな対応をしてくれる開業医を捜すための情報整備が必要であり、身近な地域の開業医が疾患の治療・管理と一体となったリハビリ的な指導・訓練を行うとともに、専門的なリハビリの必要がある場合には適切な紹介を行う等の役割を担うことが期待されています。

また、共働き世帯の増加等によって夜間に来院する小児患者が増えており、小児科医への過重な負担増への対応が、小児二次救急体制を維持していく上での課題となっているほか、最期を迎える方のための緩和ケア病床や療養型病床の不足、家族に対する終末期医療や在宅ホスピスについての情報が少ないことも課題の一つになっています。

施策の方向

「かかりつけ医」を持つためには、開業医の情報や緊急時に対応してくれる医院の情報を誰もが手軽に得られることが大切ですので、船橋市医師会のホームページ等の医療情報の周知を図ります。

併せて、小児初期診療の充実を図るとともに、緊急時に対応可能な医療機関の情報を当番医のテレホンサービスや市のホームページで周知していきます。

さらに、高齢や障害があっても自立した生活ができるよう、医療・公的サービス・地域がそれぞれの役割を明確にしながら連携して、地域で支え合う「地域リハビリテーション」の啓発・推進を図るとともに、平成20年の完成を目指して^{※①}地域リハビリテーションの考え方に基ついたりハビリ病院の建設を進めます。

また、現在、地域型在宅介護支援センターが中心となって活動を展開している^{※②}地区高齢者地域ケアチームの充実・強化を図りながら、市の保健師と開業医、地区社会福祉協議会等が連携し、介護予防のための相談事業や介護予防教室、運動教室等の開催を促進します。

地域における保健・福祉に関する情報提供や啓発活動、母子保健活動等の充実については、ボランティアによる^{※③}(仮称)健康づくり推進員制度の創設や終末期医療に関する情報提供の仕組みづくり等について研究を進めます。

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ医を確保する ○在宅医療や介護保険制度の概要を知る ○終末期の医療体制やホスピスについて認識を深める ○地域リハビリテーションを理解する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関は訪問診療・看護等を積極的に実施する ○地区社協や民生委員児童委員は「地区高齢者地域ケアチーム」に参加・協力する ○市の保健師や開業医と連携して介護予防のための相談事業や教室を実施する ○往診など地域に根ざした診療・事業を実施している医療機関の評価とPRを行う
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○開業医や往診可能な医院の周知を行う (在宅ケアセンター) ○緊急時の医療体制の整備と周知を行う (健康政策課) ○市立医療センターの地域医療連携室を中心にかかりつけ医との連携を推進する (医療センター) ○リハビリ病院を建設する (健康政策課) ○終末期医療や在宅ホスピスについて研究する (健康政策課・医療センター) ○保健師による訪問活動や地区高齢者地域ケアチームの充実・強化を図る (健康増進課・在宅ケアセンター) ○「(仮称)健康づくり推進員制度」創設のための研究を行う (健康増進課)

※①地域リハビリテーション：医療や保健、福祉及び生活支援に関わる人々や機関・組織が、本人の自立を支援する立場から協力し合って行う活動で、専門的なケア・サービスのみでなく、地域住民も含めた総合的な支援がなされるものと定義されている。

※②地区高齢者地域ケアチーム：23地区コミュニティに設置されている地域型在宅介護支援センターを中心に、市の保健師や地区社協、民生委員児童委員等で組織され、地域ケアに関する情報交換を行うとともに、要援護となるおそれのある高齢者に対するサービスの総合調整を行うための仕組み。

※③(仮称)健康づくり推進員制度：地域における健康や保健に関するニーズを行政や地域の諸団体に繋いでいくほか、健康づくりに必要な情報提供や啓発活動を担うボランティア制度。保健師による家庭訪問事業をサポートする「健康推進員」(看護師資格を有する非常勤職員)とは別の制度。

5. 防災・防犯体制の充実

現況と課題

震災や集中豪雨などの突然の災害に対処するため「船橋市地域防災計画」に基づき、飲料水の確保や食料・資機材の備蓄などを行っていますが、災害時に特に配慮が必要となる高齢者や障害者については、先ず居場所と必要となる手助けの内容を把握することが災害対策のベースになることから、地域と行政双方向の情報提供・交換の仕組みを一層強化していくことが求められています。

併せて、防災にとって最も大切なのは、日々の備えとともに市民一人ひとりの心がけであることから、防災意識の啓発や自主防災組織の充実・強化を進めていく必要があります。

また、市内の刑法犯罪認知件数は、平成6年から増加の一途をたどっており、平成15年には前年より1,100件増えて1万7,000件を超えています。

こうした中、市では平成16年4月に「市民防犯課」を新設し、警察や地域住民等と連携しながら、犯罪の無いまちづくりを進めています。

さらに、地域によっては町会・自治会単位のパトロール隊が発足しているところもあり、これらの活動が他の地域に広がることを期待されます。

施策の方向

「船橋市地域防災計画」に基づき、関係機関との連携を密にし、被災時に実効性のある支援策を実施します。

このため、特別な配慮が必要な高齢者や障害者、危険箇所の把握とそれらの情報提供が可能となる地域づくりを進めるとともに、災害時に社会福祉協議会が中心となってボランティアのコーディネートを行う災害ボランティアセンターの設置について検討します。

また、防犯に関しては、町会・自治会単位のパトロール活動を支援するほか、地域の環境整備などを規定する条例の制定、防犯マニュアルの作成などを行っていきます。

さらに、高齢者や児童の虐待については、潜在化させないよう早期対応のための相談窓口の周知を図ります。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害や犯罪から自分を守るために何が必要かを日頃から考えておく ○地域の防災訓練に積極的に参加する ○災害時に特別な配慮が必要な人は必要事項を近隣の人に伝えておく ○介護や子育てに一人で悩まない
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○町会・自治会や民生委員児童委員及び地区社協等が協力して災害時に特別な配慮が必要な人の把握に努める ○防災訓練と自主防災組織を充実・強化する ○市社協を中心に民間の災害ボランティアセンターを立ち上げる ○町会・自治会単位の防犯パトロール隊を結成する ○介護や子育ての悩みを聞く場を確保する ○地域の子どもが作成した安心・安全のまちづくりに関するポスター・標語等を掲出する
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○「船橋市地域防災計画」を推進する (防災課) ○地域と協力して災害時に特別な配慮を必要とする人のリストを作成する (防災課) ○防災訓練の実施及び自主防災組織の立ち上げや活動を支援する (防災課) ○高齢者・障害者等の緊急時の支援体制について検討する (高齢者福祉課・障害福祉課・防災課・消防局) ○防犯パトロール隊の立ち上げや活動を支援する (市民防犯課) ○「(仮称) 船橋市生活安全条例」を制定する (市民防犯課) ○防犯教育の充実と防犯マニュアルを作成する (市民防犯課) ○警察・地域・企業・学校・PTAなどと行政が連携して安全で安心なまちづくりを推進する (市民防犯課・防災課) ○虐待に関する相談窓口を広く市民に周知する (※高齢者虐待…在宅ケアセンター・高齢者福祉課・介護保険課・健康増進課 ※障害者虐待…障害福祉課 ※児童虐待…児童家庭課)

6. ホームレス対策の検討

現況と課題

近年、社会経済情勢の悪化及び様々な事情で路上（野宿）生活を余儀なくされている人たちが全国的に増加しており、本市においても平成16年8月の調査で96名のホームレスが確認されました。

ホームレスは、公園、河川、道路、駅舎などにシート、ダンボール等の簡易な材料を用いて最低限の寝場所を確保していますが、ホームレスへの適切な支援対策を行うためには、居場所の確認だけでなくホームレス自身の生活状況、自立意思や望んでいることなど、正確な実態把握が求められます。

現在、地域においては、実態が把握できていないことにより、ホームレスに対する正しい理解がされず、ホームレスは汚い、怖い、危険などの誤った見方をされ、住民とのあつれきが生じるケースも出てきています。

施策の方向

ホームレス問題は、個人的な理由が深く関わっているばかりでなく、社会や経済の構造も大きな要因となっており、短期間に抜本的な解決を図ることは困難です。

したがって、ホームレスの自立支援を推進するためには、ホームレスに対する正確な実態や情報を把握することが大切ですので、平成16年度に実施したホームレスの生活実態に関する調査の分析結果に基づいて自立支援対策を検討します。

また、地域住民の一人ひとりに、ホームレスについて正しい理解をしてもらえるよう、調査結果を公表するとともに啓発活動を実施していきます。

さらに、ホームレスについては住居を定めていない人が大多数であることから、支援策を具体化する際には、特定の自治体への集中を避けるため、県単位あるいは県下の市町村が同一レベルで実施できるよう関係機関に働きかけます。

なお、国は、平成14年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」を施行し、この法律に基づいて平成15年7月に今後のホームレス対策の基本的な考え方を示しており、その中で地方公共団体に対しては、地域の実情に即した適切な施策を実施するよう求めています。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームレスに関する風評に惑わされない ○ホームレスの動向について目配りをする ○ホームレスに関する情報を提供する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○気軽に声かけ等を行う雰囲気を醸成する ○公園清掃等の地域における役割を提供する ○逼迫しているホームレスの情報を行政に提供する
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームレスの生活実態調査の実施と結果の公表を行う (地域福祉課) ○実態調査に基づく自立支援策を検討する (地域福祉課) ○相談窓口を設置する (地域福祉課) ○市民への啓発活動を行う (地域福祉課) ○千葉県及び近隣自治体と均衡の取れた施策を展開する (地域福祉課)

「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の概要 (平成15年7月)

- 全国のホームレス数：約2万5千人
- 年齢：平均年齢55.9歳で中高年層が大半
- ホームレス化の理由：「仕事が減った」が35.6%
「倒産・失業」が32.9%
- 自立希望：働きたい者が5割、いまのままでいいという者が1割強
- 行政への要望：仕事関連が3割弱、住居関連が1割弱

ホームレスの実態に関する全国調査結果(平成15年)より

■国が地方自治体に求めている施策

- ①就業機会の確保 (情報収集・提供、職業相談、技能講習・職業訓練の実施ほか)
- ②安定した居住の確保 (民間賃貸住宅の情報提供、公営住宅の有効活用ほか)
- ③保健及び医療の確保 (保健所等による健康相談、結核対策ほか)
- ④生活に関する相談・指導 (総合相談事業・心のケアの実施ほか)
- ⑤自立支援事業及び個々の事情に対応した自立支援(自立支援センターの設置ほか)
- ⑥ホームレスになるおそれがある者に対する生活上の支援(技能講習等の実施ほか)
- ⑦緊急に行うべき援助及び生活保護 (生活保護による医療扶助の活用ほか)
- ⑧ホームレスの人権擁護 (差別の解消、入所施設等における人権尊重ほか)
- ⑨地域における生活環境の改善 (都市公園等の公共施設の適正利用の確保ほか)
- ⑩地域における安全確保 (パトロール活動の強化、地域住民の不安の除去ほか)
- ⑪民間団体との連携 (行政・民間団体・地域住民等による協議会の開催ほか)
- ⑫その他 (ホームレスを生まないための地域社会づくりほか)

7. 福祉の個別計画の推進

現況と課題

現在、福祉の行政計画である4つの個別計画（高齢者・介護保険、障害者、次世代育成、母子家庭等自立支援）があり、それぞれの計画において行政が果たす役割や目標を明示しながら、以下に掲げたような新たな課題にも対応すべく策定されています。

高齢者施策に関する課題

在宅での生活を基本に据える介護保険制度の本来の目的から外れた施設指向の増大、ケアマネジャーの資質向上、福祉サービスを必要としているにもかかわらず、現実には受けていない、あるいは受ける方法がわからないでいる世帯の把握とサービスの提供について。

障害者施策に関する課題

支援費制度の円滑な運営のもとで障害者が尊厳を持ち、地域で自立した生活を送るための福祉サービスの一層の充実と障害者の社会活動・社会参加を促進するための交通バリアフリー法等によるハード面の整備促進について。

次世代育成施策に関する課題

子育てをする全ての人の不安感や負担感、孤立感の解消と地域での支え合い、精神的なゆとりの確保及び子育て支援について。

母子家庭等自立促進施策に関する課題

母子家庭における不安定な雇用状況や低い所得水準を補うための支援及び、子育てと仕事の両立を図るための支援について。

施策の方向

地域の中にちょっとした助け合い活動や相談ができる仕組みを創っていくことで、個別計画で規定されている行政サービスを補完し、安心して暮せる地域づくりを目指します。

高齢者支援のための施策としては、介護保険を利用しないで済む、あるいは介護度が進まないよう、地域ぐるみで実施できる介護予防事業を検討するほか、民間住宅や空き店舗を活用した軽費サロンの開設を目指すとともに、NPO法人等が運営する^{*①}グループリビングや^{*②}コレクティブハウジングに対する理解と普及に努めます。

さらに、気兼ねが少ない高齢者同士の見守り活動を推進することによっ

て、閉じこもりがちな高齢者の実態把握につなげていきます。

また、地区社会福祉協議会においては、障害者や難病患者等に対しても相談対応ができるよう、障害や難病についてある程度の見識を持った人材を養成するとともに、地域の事業に障害者が積極的に参加できるよう、受け入れ態勢の整備に格段の配慮をします。

子育てを支援するための施策としては、地区社会福祉協議会が実施する子育てサロンの充実に努めるほか、児童ホームの子育て支援機能の強化や親同士が子育てについての情報交換ができる交流の場づくりに努めます。

併せて、母子家庭・父子家庭等の自立を促進するため、地域における企業、事業主等の民間事業者や福祉関係者との連携を強化・促進します。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○関係する個別計画に関心を持つ ○個別計画の進捗状況を確認する ○地域が行う事業に対して理解を深め協力する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○個別計画に対する理解を深め協力する ○民間住宅や空き店舗等の有効活用を図る ○NPO等が推進するグループリビングやコレクティブハウジングを活用する ○障害や難病について見識のある人材を登用する ○地域の誰もが参加できる介護予防事業を開催する
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○個別計画に基づき福祉施策を推進する ○地域住民に計画内容の説明とPRを行う ○民間住宅や空き店舗等の有効活用のための支援を行う ○福祉に関する知識・技術が習得できる研修会等を開催する

(計画所管各課)

※①グループリビング：戸建や集合住宅等、様々なスタイルで、気の合う高齢者同士が互いの身体機能の低下を助け合いながら生活しようとするもので、現代の長屋生活とも言える共同生活の形態。

※②コレクティブハウジング：集合住宅等を共同で購入（賃貸）し、台所やリビングなどを共有スペースとして居住者が交流しながら暮らす共同生活の形態で、共働きや単身で子育てをしている人等にも適している。

2 既存組織のネットワーク化

1. 連携・協力体制の確立

現況と課題

当市においては、23地区コミュニティの全てに地区社会福祉協議会が設置され、多くのボランティアの手によって多様な活動が展開されているとともに、国からの委嘱を受けた714名の民生委員児童委員が、民生児童委員協議会を組織し、制度ボランティアとして担当地域で活躍しています。

この両組織は、地域福祉の推進にあたり非常に重要な役割を担うこととなりますが、関係団体へのヒアリング調査によると十分な連携が図られていない地域もあることが伺われます。

今後、地区社会福祉協議会と民生委員児童委員の協力体制を軸に、町会・自治会を加えた地域ぐるみの福祉活動の展開が期待されますが、そのためには、近隣住民の福祉ニーズの把握とプライバシー保護の両立、当事者に必要なサービスを提供するための情報の共有化が課題となります。

また、こうした既存の組織に加えて、最近では福祉関連のNPOも少しずつ立ち上がってきており、地域での福祉サービスについての役割分担や協力・連携による事業実施に向け、話し合いの場が必要になってきています。

施策の方向

連携・協力体制を構築するには、先ず相手組織の目的や内容を十分理解し、協力できることと困難なことを明確にする必要がありますので、忌憚^{きたん}の無い意見を交換できる話し合いの場や、研修の機会を積極的に設けていきます。

また、地区社会福祉協議会と民生委員児童委員、町会・自治会が一体となって家事援助を中心とした「たすけあい活動」を独自に展開している地区もありますので、それらの情報を各地区に提供し、地域に必要とされるちょっとした福祉サービスが、諸団体の協働で実施され広まることを期待します。

さらに、市の社会福祉協議会に設置されている^{※①}ボランティアセンターと、NPO活動の支援等を行う^{※②}市民活動サポートセンターとの連携を深め、地域の福祉活動に関心のあるボランティア団体やNPO等が地区社会福祉協議会と連絡の取りやすい体制づくりに努めます。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社協や民生委員児童委員を知る ○地域の民生委員児童委員を確認する ○ボランティアをするときには先ず地区社協に問い合わせる ○地域で行われる行事へ積極的に参加する ○福祉課題を持つ人や家庭の情報を民生委員児童委員や地区社協へ連絡する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員児童委員が持つ個人情報の取り扱いについて議論する場を持つ ○共有する個人情報保護の徹底を図る ○新しい組織や団体を受け入れる姿勢と連携・協力のための話し合いの場を持つ ○地区社協を中心とした福祉関連団体のネットワーク化(団体登録制度の導入)と連絡会の設置を行う ○家事援助等のちょっとした福祉サービスを関係団体の協働によって実施する ○ボランティアセンターと市民活動サポートセンターとが連携し地域のボランティアのコーディネート機能を持つ ○地区社協を中心に地域の諸団体が連携していくための指針となる地域福祉活動計画を策定・推進する
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社協関係者や民生委員児童委員を対象とした意見交換会や研修会を開催する (地域福祉課) ○地区社協や民生委員児童委員の重要性の啓発及び活性化を図る (地域福祉課) ○地域福祉活動計画策定に向けての助言と支援を行う (地域福祉課) ○子育て支援ネットワークを構築する (児童家庭課・健康増進課)

※①ボランティアセンター：35ページ注①を参照。

※②市民活動サポートセンター：59ページ注①を参照。

2. 保健と福祉の総合相談窓口の整備

現況と課題

現在、市内には、高齢者福祉に関する地域の相談窓口として23地区に地域型在宅介護支援センターが設置され、地域の公的な保健サービスの拠点として、中央・東部・北部・西部の4つの保健センターが整備されています。

また、障害福祉に関する相談については、6つの障害者施設（事業所）が療育指導や本人の自立と社会参加の促進を図るため、地域で相談支援事業を実施しています。

しかしながら、保健と福祉に関する総合的な相談が1箇所のできる窓口は市役所の本庁と船橋駅南口の総合窓口センター以外に無く、地域においてできるだけ身近な場所で市民に一元的な保健と福祉のサービスが提供される仕組みづくりが望まれています。

また、高齢化の進展に伴い、福祉サービス受給者が増加している中で、自分の希望するサービスが保健・医療・福祉・介護保険のどの分野に該当するかわからないという声も上がっており、行政が積極的に地域に出向き総合相談窓口を整備することによって、このような声に応えていく必要があります。

さらに、地域における公的な総合相談窓口と併せて、民間の相談窓口である在宅介護支援センターや障害者施設（事業所）、地区社会福祉協議会等が、それぞれの役割を明確にしながら相談機能を充実していくことも重要です。

施策の方向

現在、国においては、介護保険制度の具体的な見直し作業が行われており、社会保障審議会の意見書の中では、市町村を基本とした地域の高齢者に対する虐待への対応や権利擁護も含んだ総合的な相談窓口機能を担う「(仮称)地域包括支援センター」の整備が求められています。

本市においてもこの国の見直しを受けて、平成18年4月の施行に向けて新しい介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定に着手しており、これを機に障害者や子育て支援も含めた地域における総合相談のあり方について具体的な検討に入ります。

また、平成15年の中核市移行に伴い市が単独で設置した保健所の機能については、市民に身近な地域への分散と福祉関係の業務を加えたワンストップ

サービスに関する構想を打ち出しています。

こうした国の動きや本市の状況を見極めながら、5行政コミュニティ程度の範囲を基本に総合相談窓口の整備に向けて検討を進めていきます。

さらに、地区社会福祉協議会には、1名ないし2名の執務員が常勤していますので、この執務員を^{※①}地域コーディネーターとして育成し、市民による地域の相談窓口としての役割を担ってもらえるよう社会福祉協議会に働きかけていきます。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとりで悩まず相談をする ○最寄りの保健センター・地区社協・在宅介護支援センターを知るように努める
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社協は地域の福祉に関する相談機関として民生委員児童委員等と連携する ○地区社協の執務員を地域コーディネーターとして位置づけ資質の向上を図る ○在宅介護支援センターを地域の福祉相談事業のパートナーとして捉え協力・連携していく
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○職員一人ひとりに地域との協働の必要性について周知する (職員研修所) ○(仮称)地域包括支援センターや在宅介護支援センター及び保健所等を軸とした地域における総合相談窓口を整備する (行政管理課・介護保険課・高齢者福祉課・在宅ケアセンター・健康政策課・保健所・健康増進課) ○在宅介護支援センターの福祉に関する相談機能の充実を図る (介護保険課・在宅ケアセンター) ○地区社協及び在宅介護支援センターの相談事業について広く地域住民にPRする (地域福祉課・在宅ケアセンター) ○在宅ケアセンターの基幹型在宅介護支援センターとしての機能を強化する (介護保険課・在宅ケアセンター)

※①地域コーディネーター：57ページ注①を参照。

3 サービス受給者の人権擁護

1. プライバシーの確保

現況と課題

福祉サービスを必要としている人に最適なサービスを提供するには、その人の健康や生活の状況を把握した上で、サービスの内容を決めていかなければなりません。それらの情報はプライバシーを含んでおり、取り扱いには行政だけでなく、関係するボランティアや地区社会福祉協議会、町会・自治会関係者などにもプライバシーの保護を徹底していくことが必要です。

しかしながら、地区懇談会においては「民生委員児童委員の持つ情報が、守秘義務を根拠にボランティアに提供されず、結局、サービスを受ける本人の不利益になっている」という声も出ており、情報の共有化とプライバシーの保護をどのように両立していくかが、大きな課題となっています。

施策の方向

地域の中で福祉サービスを必要としている人に対して、日常の生活支援（助け合い的な活動）をスムーズに実施していくには、日頃の交流を通じてお互いを知り、信頼関係が築かれることが大切です。

また、その当事者に関わっている全ての人が必要な情報を共有することができれば、より良いサービスの提供について検討していくことも可能になります。

しかし、そこで知り得た情報、あるいは共有した情報が近隣に漏れるようなことがあれば、逆に不信感が生まれ、地域に助け合い活動の輪が広がることの大きな妨げとなることから、地域の福祉関係者に対して、プライバシーを含む情報の取り扱いについて細心の注意を払うべきものであるという自覚を持っていただけるよう、プライバシーの保護に関する研修会を実施するとともに、地域の福祉関係者による情報の取り扱いについて、当事者も含めて一定のルールを決めていきます。

特に、制度ボランティアである民生委員児童委員に課せられている守秘義務と地域の福祉団体やボランティアとの情報共有のあり方については、市としてある程度の方向性を示します。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護は信頼関係を築く基本であると捉える ○自分に関する情報の取り扱いの意向をサービス提供者にきちんと伝える ○知り得たプライバシーを含む情報をむやみに他人に漏らさない
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア等を対象にプライバシー保護の重要性について研修会を実施する ○地域の福祉関係団体は当事者も含めてプライバシーを含む情報を地域で共有する際のルールを決める ○プライバシー保護の重要性と情報共有化のメリットについて一人ひとりの住民に理解を求める
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員児童委員が知りえたプライバシーを含む情報を地域で共有する際の指針を示す (地域福祉課・情報政策課) ○プライバシー保護の重要性についての研修会の開催を支援する (地域福祉課・情報政策課)



2. 権利擁護の推進と見守り体制の充実

現況と課題

都市化や核家族化の進展により、単身の高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増加しており、平成15年に市が行ったこれらの世帯の^{※①}全数調査によると、近隣や市内に親族が住んでいても援助を受けられずに、高齢者が高齢者を介護している、あるいは、もしものことがあってもそれに気付いてくれる人や世話をしてくれる人がいないという回答が見受けられました。

こうした状況を受けて、^{※②}認知症や障害等により判断能力が十分でない人が、安心して財産の管理や公的な手続きができるよう、^{※③}地域福祉権利擁護事業の充実や^{※④}成年後見制度の周知を図っていくことが求められています。

さらに、支援を必要とする世帯に対して、民生委員児童委員の活動を中心に、地域の中で住民相互の見守り活動を行うことによって、異変の早期発見に努め、誰にも看取られることなく亡くなってしまう、いわゆる孤独死を防止するとともに、福祉サービスの内容や制度を説明し、判断能力に支障があれば、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度につないでいくことが必要です。

また、我が国は「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」に批准して10年が過ぎますが、児童虐待が絶えないなど、子どもの権利が十分に守られているとは言えない状況であり、見守り活動が地域に定着することで高齢者に加え、児童の虐待や家庭内暴力の抑止になることも期待されます。

施策の方向

社会福祉協議会が実施している地域福祉権利擁護事業である「ふなばし高齢者等権利擁護センター（パレット）」と成年後見制度を周知し、利用を促進するとともに、成年後見制度を利用したくても資産が無いために利用できない人に対する支援策の検討を行います。

また、民生委員児童委員を中心とした見守り活動を充実させ、孤独死を未然に防ぐとともに、生活の異変を早期に発見して適切なサービスにつないでいきます。

さらに、判断能力が不十分な高齢者等が、最近増えている振り込め詐欺や悪質な訪問販売等の被害に遭わないよう、見守り活動や回覧版等で注意を喚起するとともに、消費生活相談窓口の周知を図り消費者の利益を擁護します。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉権利擁護事業と成年後見制度について知る ○地域の見守り活動へ積極的に参加する ○隣近所の異変に気づいたら躊躇せずに民生委員児童委員や行政に連絡する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉権利擁護事業と成年後見制度への理解を深める ○民生委員児童委員を中心とした見守り活動を充実する ○福祉サービスを必要とする人へ制度の案内及び行政への連絡を行う ○詐欺や悪質商法に関して回覧板等を活用して住民の注意を喚起する
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉権利擁護事業と成年後見制度のPRを行い利用の促進を図る (地域福祉課・高齢者福祉課・障害福祉課) ○資産の無い人でも利用できる成年後見制度を研究する (高齢者福祉課・障害福祉課) ○児童虐待に対応するとともに防止に努める (児童家庭課・健康増進課) ○悪質商法に関する苦情相談窓口である船橋市消費生活センターを周知し消費者被害の未然防止に努める (消費生活課) ○消費生活センターの相談処理体制を充実し消費者利益の擁護を図る (消費生活課)

※①全数調査（「ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の状況把握調査」）：約650名の民生委員の協力を得て、市内の3万1,768人の該当者に対して、健康状態や生活状況について家庭訪問による聞き取り調査を実施した。

※②認知症：痴呆症の呼称変更。「痴呆」という言葉に侮蔑的な意味が含まれるとともに、「何もできない」という誤解を招くおそれがあるとして、厚生労働省が新しい呼称に関する検討会を設けて議論を行い認知症が適切であると結論づけた。

※③地域福祉権利擁護事業：判断能力に不安があるため、適切な福祉サービスを受けることができない人のために、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の援助などを行い、地域で自立した生活を送れるよう支援する事業で、社会福祉福祉協議会内に「ふなばし高齢者等権利擁護センター（パレット）」が設置されている。

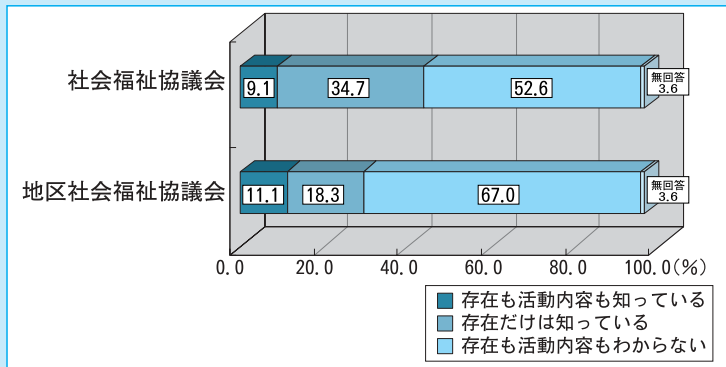
※④成年後見制度：民法に規定された判断能力の不十分な痴呆性高齢者や知的障害・精神障害のある成年者の財産管理や身上監護を支援する制度で、平成11年の民法改正により導入された。

市民アンケートの結果 ～安心して暮らせる地域づくり編～

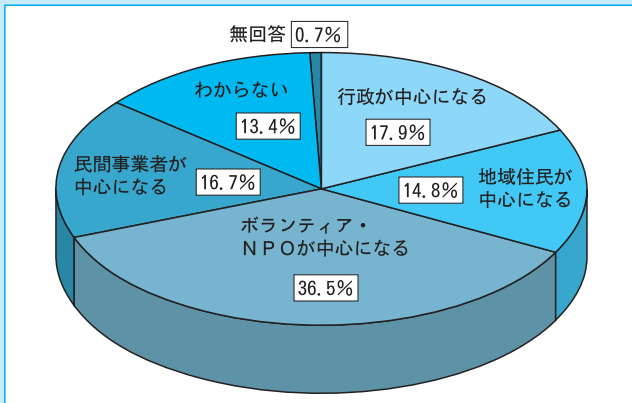
●社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の認知度

社会福祉協議会は、社会福祉法の中で「地域福祉の推進を目的とする団体」として明確に位置づけられていますが、その認知度は43.7%であり、市民の2人に1人は「知らない」ことになります。

また、社会福祉協議会の支部として、23地区コミュニティに立ち上がっている地区社会福祉協議会も67%の方が「存在も活動内容もわからない」と回答しており、事業や活動の内容を市民の身近なものにしていく努力が望まれます。



●これからの福祉の中心となる担い手は？



一人ひとりの福祉ニーズに応えていくため、多種多様な福祉サービスが必要になりますが、その担い手をどうするかについて伺ったところ、ボランティアやNPOといった市民活動を活性化し、低額で優良な福祉サービスを生み出していくべきとする意見が、他の項目の2倍に上りました。

●行政が力を入れて取り組むべき健康・福祉施策BEST10

今後、行政が力を入れていくべき福祉施策は何ですかという問いで挙げられた施策のうち上位となったのは次のような施策でした。

第1位：急病でも心配ない医療体制の整備	43.5%
第2位：高齢者が安心して暮らせる在宅福祉施策	34.7%
第3位：国民健康保険・介護保険等の安定的運営	20.2%
第4位：生きがいの創造	18.9%
第5位：健康づくり	18.1%
第6位：子育て支援施策	17.9%
第7位：地域にある人的・物的資源の活用	16.7%
第8位：まちのバリアフリー化	13.8%
第9位：ボランティア意識の醸成	12.7%
第10位：既存組織のネットワーク化	12.1%